

Jukies 補償制度 (動産総合保険)

特徴1 免責金額

オーナー様、ユーザー様のご負担金(免責金額^(注1))はありません。

特徴2 協定保険価額特約

ご契約時に保険の対象の評価額を協定し、評価額に基づいて保険金額を設定します。事故の発生時に保険価額を基準に算出した実損害額が支払われ、比例てん補^(注2)の適用はありません。



(注1)免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

(注2)比例てん補とは、損害の額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金を支払う方式をいいます。

使用中はもちろん、保管中、運送中のさまざまな偶然な事故による損害を補償します。

保険金を補償される 主な事故

Jukiesの(動産総合保険)補償内容

1 火災
火災や
もらい火による
火災

消火活動による水ぬれ、
破壊等を含みます。



2 落雷



3 破裂・爆発
ガス爆発など



4 風災、雹災、雪災

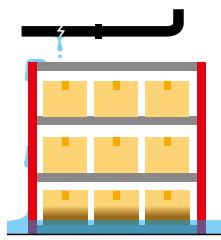
※吹込みまたは雨漏り等
による損害を除きます。

5 落下・飛来・衝突
自動車の
飛び込みなど

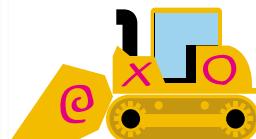


6 水ぬれ・水災

※吹込みまたは雨漏り等
による損害を除きます。



7 いたずら



8 盗難



9 破損



10 運送中の事故



等

費用保険金等の内容

事故の際に発生するさまざまな費用も補償します。

事故の際の以下の出費も補償

臨時費用保険金

事故の際ににおける臨時の出費にあてていた
だくもので「損害保険金の30%」を損害
保険金にプラスしてお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

事故の際ににおける残存物の取片づけに
必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃
費用等)を実費でお支払いします。



損害防止費用

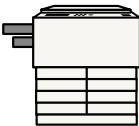
事故の際ににおける消火活動のために使用し
た消火薬剤の再取得費用等、損害の発生ま
たは拡大の防止のために支出した必要また
は有益な費用をお支払いします。



補償対象について

補償の対象

- Jukiesのサイトでレンタルされた特定の動産



補償の対象とすることのできないもの

- 自動車、船舶、航空機

自動車保険、船舶保険、航空保険でお引受けします。



※上記以外にも保険の対象とすることのできないものがあります。詳細は
取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いする主な場合

動産総合保険では、保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店にご確認願います。

保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険証券記載の保険の対象を保管する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災、雹災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災、消防または避難に必要な処置によって生じた損害の場合は保険金をお支払いします。
- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。
- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 紛失または置き忘れによって生じた損害
- 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。)または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない

保険金をお支払いしない主な場合(続き)

損傷については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。

- 真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- 検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。
- 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共に謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
- 格落ち(保険の対象の価値の低下をいいます。)によって生じた損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 自力救済行為等によって生じた損害
- 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- 脱毛による損害
- 保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害
- 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損壊または同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発等に起因し、1時間以上の機能の停止があったときに生じた損害に限り保険金をお支払いします。
- 保険の対象が地中もしくは空中に浮遊している間に生じた損害
- 消耗品に単独に生じた損害
- 修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- 保険の対象が登録等(道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長(東京都特別区は都知事とします。)交付の標識をいいます。)を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
- 保険の対象が自動販売機等(精算機、両替機等現金受入機器を含みます。)またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害
 - ① 保険の対象が自動販売機等の場合
 - ア. すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
 - イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ウ. 貨紙幣づまり等の故障
 - ② 保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合
 - ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
 - イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合は除きます。
 - ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は取扱代理店にご確認ください。